

第4章 歯科技工士法

1 歯科技工所開設届

1 事 案	歯科技工所を開設した場合、開設後10日以内に届け出る。
2 根拠法令	法21条1項、則13条1項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1，控1）
5 添付書類	(1) 業務に従事する者の免許証の写* ¹ (2) 施設の位置図* ² (3) 施設の平面図* ³ (4) 業務に従事する者の本人確認ができる書類（持参のみ）* ⁴ (5) 法人開設時は定款の写・登記簿謄本、株式会社等開設時は登記簿謄本
	*1：免許証の写 免許証の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。 *2：施設の位置図 主要な道路、近隣家屋等との位置関係が把握できるもの。 *3：平面図 歯科技工室のスケール・面積、用途、主たる設備が記載されたもの。 *4：本人確認ができる書類 運転免許証又は健康保険証等の本人確認ができる書類の原本
6 事務処理	收受－起案－決裁－進達（開設届出済証の交付、台帳作成）
7 審査要領	(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 業務に従事する者と添付の免許証写に相違はないか。 (3) 施設の名称は医療法3条並びに広告関係通知に違反していないか。 (4) 構造設備は規則第13条の2の規定による構造設備基準に適合しているか。 (5) 運転免許証等確認書類は同意が得られれば写を添付、得られない場合は原本確認の旨記載。 従業員の本人確認においても、管理者が行っていることを確認する。 (6) 開設後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。 (7) 本庁進達時に保健所で行った開設時調査書（別紙）を添付すること。 (8) 診療所内に歯科技工所を設置する場合は、併せて、診療所の開設届出事項の一部変更届（個人開設）又は開設許可事項の一部変更許可申請を行うよう指導すること。 *歯科技工所を法人開設歯科診療所内に設置する場合、法人には土地・建物の貸借（有料・無料の如何を問わず）が禁止されているので、土地・建物が誰の土地・建物であるか確認が必要となる。

(様式1)

歯科技工所開設届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒 TEL

開 設 者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり歯科技工所を開設したのでお届けします。

記

- 1 開設年月日
- 2 名 称 (フリガナ)
- 3 開設場所 〒 TEL
- 4 管理者の住所及び氏名
- 5 業務に従事する者の氏名
- 6 構造設備の概要及び平面図
- 7 施設周囲の見取図
- 8 リモートワークを行う者がいる場合
 - (1) リモートでの業務に従事する者の氏名及び電話番号
 - (2) リモートワークを行う場所及びその住所